

令和7年4月

入園のしおり

(重要事項説明書)



小金井市立保育園

(保存版)

ご入園おめでとうございます



保育園は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にある子ども達の、現在と未来をつなぐ場です。

1人ひとりの「現在」が、心地よく生き生きと幸せであることを1番の目標に、「未来」も見据えて、生涯伸び続けていく1人ひとりの力や可能性の根っこを育てていきます。

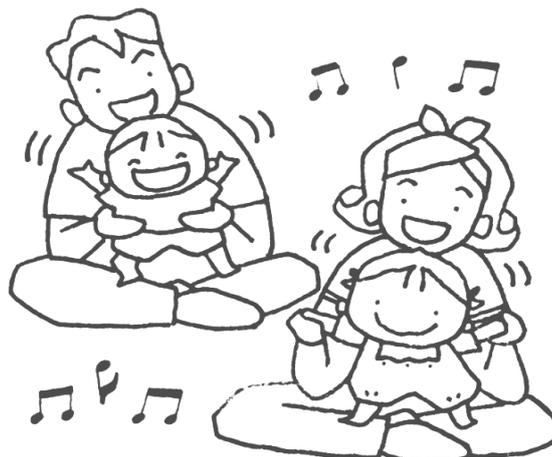
1人ひとりのお子さんが、かけがえのないひとりの人間としてありのままを尊重され、愛され、認められ、人への信頼感と自己肯定感を育みながら、自ら興味や関心を広げ、お互いの存在や良さ、違いを認め合い、様々な感覚や能力を獲得していけるよう、わたしたちは常に、1人ひとりのお子さんの気持ちに寄り添って、受け止めてまいります。

お子さんは、人生の根っこを育む大切な乳幼児期を、この保育園で過ごすことになりました。

わたしたち公立保育園では、子どもの幸福と権利保障を第一として策定した「小金井市すこやか保育ビジョン」の中にも定められている、保育の質の維持・向上につながる「保育の質のガイドライン」に沿って、日々保育を展開しております。

子どもを真ん中にして、家庭と保育園とが手をつなぎ合って、共に子育てをしていきましょう。

どうぞよろしくお願いいたします。



目次

- 1 保育園生活について・・・1～4
- 2 大地震にそなえて・・・4～6
- 3 給食について・・・7～8
- 4 保健について・・・9～11

・ 添付書類

- ① 保育園における薬の取り扱いについて
- ② 意見書（医師用）
- ③ 登園届（保護者用）

※②③については、感染症の完治後登園する際に必要となるものです。

コピーして、ご使用下さい。

小金井市立保育園一覧

施設名	所在地	電話番号・FAX
くりのみ保育園	小金井市東町3丁目1番16号	☎ (042) 383-1180 FAX (042) 288-1010
わかたけ保育園	小金井市前原町3丁目11番12号	☎ (042) 383-1181 FAX (042) 301-4931
小金井保育園	小金井市本町5丁目6番19号	☎ (042) 381-2237 FAX (042) 301-4932
さくら保育園	小金井市貫井北町3丁目30番6号	☎ (042) 383-1182 FAX (042) 301-4933
けやき保育園	小金井市梶野町1丁目2番3号	☎ (0422) 60-0770 FAX (0422) 60-0773

小金井市立保育園の今後の運営について【令和7年1月現在】

市では、市立保育園を取り巻く課題を踏まえて令和4年5月に「新たな保育業務の総合的な見直し方針」を策定するとともに、同年9月に「小金井市立保育園条例」を専決処分により一部改正し、令和5年4月からくりのみ保育園・さくら保育園の0歳児定員を0人とし、その後段階的に定員を縮小することといたしました。

令和6年2月22日に「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」の東京地裁判決が出されたことを受け、市は、小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けて、市立保育園の役割と在り方を具体化するため、専門的かつ幅広い視点から今後の市立保育園の役割及び在り方を検討する「小金井市立保育園の在り方検討委員会」を設置しました。今後、委員会からの答申を受け、令和8年4月の入所に向けて「新たな保育業務の総合的な見直し方針」及び「小金井市立保育園条例」の改正を予定しています。詳細な内容は、市ホームページをご覧ください。

【小金井市立保育園の今後の運営について】



【小金井市立保育園の在り方検討委員会】



問い合わせ先：小金井市子ども家庭部保育課保育係 ☎ (042) 387-9846

1 保育園生活について

(1) 保育時間について

- 保育園の開所時間は 7時から 19時です。ただし、土曜日は 18時以降すべての子どもが降園後、園を閉めます。
- 保育時間は、保護者の勤務時間、通勤時間等の事情を考慮の上、支給認定を受けている時間（保育標準時間認定又は保育短時間認定）を踏まえて、園長との話し合いで決めます。
- 保護者の勤務時間、通勤時間等により、必要に応じて 18時から 19時の延長保育を実施しています。（保育短時間認定の場合、8時 30分から 16時 30分の範囲外が延長時間となります。）
- 7時～8時 15分、17時～19時の保育は、早番・遅番の保育士が、保育補助の職員とともに交替で保育に当たります。
- 保護者のどちらかが、仕事がお休みの日には、9時～16時の保育でご協力をお願いします。
- 土曜日は、保護者のどちらかが仕事がお休みの場合は、ご家庭での保育をお願いします。
- 子どもは、園生活に慣れてくると目的をもって登園します。
朝のあそびの時間は、その子の要求や欲求を満たす時間帯でもあります。遅くとも9時頃までに登園しましょう。欠席の時は9時頃までにご連絡ください。

(2) 慣れるための保育

- 環境や集団に無理なく慣れるように、短い保育時間から始めて、お子さんの状態を見ながら約束の保育時間まで時間を延ばしていきます。
- 慣れるための保育は、年齢により異なりますが、大体一週間を目安とします。
- スムーズにお子さんが慣れるために、可能な方（育児休業を取っている方等）は親子慣れ保育を実施しています。
- 働く保護者のみなさんのご都合も大切にしていきたいと思えます。保育園とご家庭が連携して、お子さんが一日も早く園生活に慣れるようにしましょう。

(3) 送迎時について

- 登降園管理システム（コドモン）により登降園時間を記録しています。玄関にあるタブレット端末＋QRコードリーダーで打刻してください。
- 登降園の際は、必ず当番の職員に声をかけて、登園の確認を受けてください。
- 登降園の送迎は、保護者またはそれに代わる大人とします。送迎の大人が変わる場合は、事前に必ず連絡帳または電話でお知らせください。
- 子どもたちの安全のために、原則として中学生未満の方のお迎えはできません。
- 市立保育園には送迎のための駐車場はありません。
- 園舎の周りは公道です。路上への駐停車をしておの送迎は、他の車両の通行の妨げになり、また、近隣住民への迷惑行為となりますのでおやめください。
- 園の駐輪場は送迎時のみの利用とします。
- お子さんの安全のため門扉のカギや玄関のオートロックの解錠は、必ず大人が開閉してください。
- お子さんの自転車（キックボード、ストライダー含む）などでの通園は、禁止します。
- 置き引きなど発生していますので、荷物は必ず手元に持って送迎してください。
- お迎え後はお子さんから目を離さず、速やかに降園できるようにしましょう。

- (4) 世帯の状況に変更があった場合について
次の変更があった場合、指定用紙により園長に速やかに届け出てください。
- ・住所 ・勤務先 ・勤務時間 ・保険証
 - ・その他（産休・育休を新たに取得する、疾病等）
- 特に、退職するなど保育の必要性の認定要件を満たさなくなった場合は、園を退園となる場合があります。必ず園又は保育課に手続きの上、ご相談ください。
- (5) 退園について
事情により退園する場合は、原則退所月の一か月前までに保育課又は園に指定用紙により届け出てください。
- (6) 市外転出後の継続通園について
小金井市立保育園を利用中にお子様が小金井市外に転出する場合でも、継続して施設を利用することが可能です。
- ただし、お子様が保育の実施に当たり特別な配慮を必要とする場合には、他の小金井市民の児童を優先するため、現在配置している加配職員を継続して配置することはできません。継続通園をご希望いただいても、小金井市民を優先したうえで新たな加配職員の配置ができるようになるまで登園をお控えいただく場合がございますのでご承知おきください。
- (7) 緊急時について
- ① 地震、台風、火災、その他
 - ・災害時は、園との連絡がとれない場合も想定されます。お子さんのひきとりについて、家庭内で対策をよく話し合っておいてください。
 - ・大地震・台風などの警報発令の際は、発令を知った時点で、できるだけ早くお子さんをひきとれるようにしてください。
 - ・万一、保護者のひきとりが出来ない場合には、「緊急時園児引き渡し表」に記載されている代理人の方が来るようにお願いします。（緊急時園児引き渡しカードと身分証をお持ちください）
 - ② 避難訓練
 - ・災害を想定し、月1度避難訓練の実施をしています。訓練時に園舎に居合わせた場合はすすんで参加し、園児の避難に協力をお願いします。
 - ・大地震を想定し、年1回ひきとり訓練と災害用伝言ダイヤル活用訓練も実施しています。
- (8) 休園日
- ・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ・年末年始（12月29日～1月3日）
 - ・その他、特別の事由が生じた場合に休園することがあります。
 - ・また、台風の接近などにより電車の計画運休などがある場合は、可能な限り家庭での保育をお願いします。
- (9) 保育所の保育料（利用者負担額）及び給食費について
- ・保育料は、扶養義務者（父母等）の市町村民税額所得割額（住宅ローン控除等が適用される前の額）の合計により決定しますので、一律ではありません。また、4月から8月までは前年度分の市町村民税額を基に決定します。9月から当年度分の市町村民税額を基に決定を行うため、9月で保育料が切り替わります。（年に2回、保育課から保育料

の決定通知書を送付します。)

- 3歳クラス以上の児童の保育料は無料です。また、令和5年10月から東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の対象拡大により、世帯の収入状況に関わらず、在園児にきょうだいがいる世帯について、生計を一にするきょうだいから数え、第2子以降の保育料が無料となりました。
- 保育料の基準額表は、入所案内や市HP等で確認できます。各ご家庭の保育料の決定通知は、入所月の中旬以降に保育課から通知します。
- 保育課から納入通知書を送付しますので、納入期限までにお支払いください。
毎月、自動的に銀行口座から引き落とされる口座振替制度もあります。支払い忘れを防ぐため、可能な限り口座振替制度をご活用いただきますよう、よろしくお願い致します。
- 幼児教育・保育無償化では、保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則とされましたが、小金井市では子育て世代の負担軽減を図り、**小金井市独自の取組として給食費相当を補助するため、市立保育園での給食費の徴収は行いません。**
しかし、この補助は小金井市民の方が対象であるため、小金井市民以外の児童の給食費は補助の対象外であり、徴収することとなります。対象者には、市役所保育課から個別に案内があります。
- なお、保育料については公費で運営される認可保育園の利用に当たって、所得に応じて負担いただくものであり、お休みした、預かり時間が短くなったなどの理由で返金されるというものではありませんので、ご理解ください。

(10) 延長保育について

- 延長保育を利用する場合、利用しなくなった場合、それぞれ個別に申請が必要です。申請を希望される場合は、園にご相談ください。
- 延長保育は月単位でのご利用になります。急な残業などによる1日単位での延長保育の利用（スポット利用）は行っていません。また、月途中の申請、解除、利用回数にかかわらず1か月の延長保育料となります。
- 延長保育料は、保育料とは別に徴収するものとなります。
- 保育標準時間認定者と短時間認定者で延長保育の時間、料金が異なります。詳しくは、市HP等でご確認ください。

(11) 眼鏡、補聴器、装具等の使用について

園での保育中に、児童が眼鏡、補聴器、装具等を使用する場合には、下記の点についてご注意、ご了承いただきますよう、お願いします。

- 他児が触れることがあります。
- 転んだり、ぶつかったり外れて破損する可能性があります。
- 水などでぬれることがあります。
- 紛失することがありますので、ひもをつけて洋服でとめるなど工夫してください。
- お昼寝、シャワー、水あそび時は取り外しますので、ケースをご用意下さい。

→ 上記のような状況において、故意ではない破損、故障、紛失などの可能性があります。

(12) こども施設業務支援システム「コドモン」について

保護者の方の利便性や保育・教育の質向上のためにこども施設業務支援システム「コドモン」を導入しています。コドモンの保護者アプリでは、出欠連絡、お便りの受け取

りなどを行うことができます。

入園時にお渡しする「こども施設業務支援システム「コドモン」のご案内」を確認して、ご協力をお願いします。

(13) 個人情報の取扱と個人情報保護について

園で取り扱う個人情報については、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保護の観点から、適切な取扱を行っています。そのため保育園に通う児童、保護者の皆さんに園内にて使用する個人情報の取り扱いについての確認票の提出をお願いしていますので、ご協力をお願いします。

なお、保育に必要な範囲で保育課や保育園の職員間で児童の情報を共有します。

また、本児の健康管理のため必要であれば、保育園が嘱託医に直接相談・連絡を取ることがあります。

(14) 苦情解決制度について

保育園への苦情の受付窓口は主査、解決責任者は園長と保育課です。制度としてはこのように定めていますが、なにかありましたら担任又は連絡帳にてお知らせください。

ご意見箱も用意してありますので、ご利用ください。

職員一同で謙虚に受けとめ、改善に努めてまいりますので、よろしくをお願いします。

※市が実施する、関与する福祉サービス全般について、苦情等の申し立てや相談をしたい場合については、小金井市福祉サービス苦情調整委員事務局（福祉オンブズマン 電話・FAX 042-383-1225）へ

2 大地震にそなえて

地震は大きな自然現象ですから避けることはできません。

しかし、日ごろから備えていれば、被害は最小限にとどめることができます。いざという時に、慌てずに対応できるように心がけておきましょう。

下記の注意事項は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓にして、いつやってくるかわからない大地震に備え、保育園での対応や保護者の皆さんに心得ておいていただきたいことをまとめたものです。

(1) 大地震が起きたら - 都市直下型地震への対応 -

保育園では

- 園児たちを安全な場所に避難させます。
- ゆれがおさまり次第、園児たちを園庭内の安全な場所に移動させます。
- 乳幼児を大勢連れ出すことは、かえって危険なのでできるだけ園内にとどまります。
- 散歩時に地震が起こったら、安全な場所に避難し、ゆれがおさまったら園に帰ります。（散歩に行く時は行き先を事務室に届け出ていきます。）
- 保護者の方はご自身の身の安全を確保し出来るだけ早く迎えに来てください。
- 電話の混乱が予想されますので、園からの連絡はコドモンを活用します。お子さんの安否の確認が取れないことが予想されます。電話の利用は極力ひかえ、災害伝言ダイヤルを利用ください。（災害伝言ダイヤルの利用方法・・・5頁参照）
- 迎えは必ず保護者又は「緊急時園児引き渡し表」（入園・進級時提出済）に記載されている代理人の方が来るようお願いします。（緊急時園児引き渡しカードと身分証

をお持ちください)

- 園児は迎えがあるまで園で保護していますので、安心してください。
- 園の被害状況によっては臨時休園します。
- 園の中で応急保育が出来る条件が整い次第保育を始めます。
- 食物アレルギーのあるお子さんには可能な範囲で対応します。
- 状況により、一時避難場所や広域避難場所に避難しています。避難場所は所定の場所に掲示しておきます。

保育園の行き帰り

- 登降園の途中に大地震が起こったら、まず安全な広い場所に避難しましょう。
- 上からの落下物に注意して行動しましょう。
- ブロック塀、電信柱、切れた電線等は危険なので近寄らないようにしましょう。

(2) 家庭で確認しておきたいこと

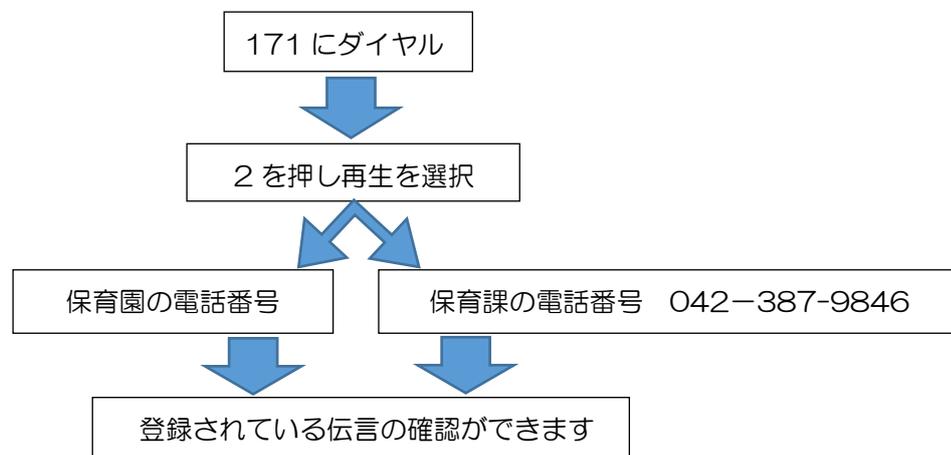
- ふだんから家庭のみなさんで、大地震の備えについて話し合っておきましょう。
- 園の避難場所（次ページ参照）を覚えておきましょう。
- 地域の広域避難場所及び一時避難場所（次ページ参照）を覚えておきましょう。
- 大地震発生時等に備え、園児を迎えに行く人を決めておきましょう。
- この冊子を取り出しやすいところに保管しましょう。

(3) 災害伝言ダイヤルの活用について

地震発生！！（小金井地域で震度5弱以上の地震が観測されたとき）

子どもの安全確認をするための方法として伝言ダイヤルを活用してください。

保育園への電話はつながりにくくなります。171にダイヤルしましょう。



<こがねい安全・安心メール>

あらかじめメールアドレスを登録しておく、市内の犯罪発生の情報・生活の安全に関する情報（台風・大雨・地震に関する情報）等が電子メールで配信されるサービスです。



<市公式 SNS>

市では、公式 LINE アカウント、公式 X（旧ツイッター）及び小金井市公式 YouTube チャンネルを運用し、市政情報や保育に関する情報、防災情報などを発信していますので、ご活用ください。



(4) 市立保育園 ・連絡先 ・避難場所 ・避難所

	電話番号	一時避難場所	広域避難場所	避難所
くりのみ保育園	042-383-1180	東小学校	栗山公園	東小学校
わかたけ保育園	042-383-1181	前原小学校	東京学芸大学※	前原小学校
小金井保育園	042-381-2237	本町小学校	東京学芸大学	本町小学校
さくら保育園	042-383-1182	中央大学付属高校	東京学芸大学	第一中学校
けやき保育園	0422-60-0770	梶野公園	小金井公園	第三小学校

※わかたけ保育園の広域避難場所は、児童が避難しやすい場所である東京学芸大学としています。

1 一時（いつとき）避難場所とは

広域避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンドなどをいいます。（19か所）

2 広域避難場所とは

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、大規模公園、緑地等のスペースをいいます。（5か所）

3 避難所とは

地震などによる家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者または被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいいます。（市立小中学校14校）

- 参考 ① 地区の割り当て： 特段の割り当てはありませんが、避難後は努めて町会・自治会に収容します。
 ② 収容基準： 概ね、3.3㎡当たり2人とします。
 ③ 開設期間： 原則として、災害発生の日から7日以内とします。



3 給食について

(1) 給食目標 食べることを楽しもう

(2) 給食栄養目標量（昼食＋おやつ）令和6年度改訂

	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)
幼児	585	22

※幼児（3～5歳クラス）は1日の食事摂取基準量の約45%

(3) 給食時間

時間 年齢別	9:00頃	10:30	11:00	11:00～ 12:00	14:30	15:30
0歳児クラス	お茶	離乳食			離乳食	
乳児クラス	牛乳		昼食			おやつ
幼児クラス				昼食		おやつ

※10月頃から2歳児クラスの午前中の牛乳はなくなります。

※保育園では昼食とおやつを食べます。

ご家庭でも朝食・夕食はバランスのよい食事をしましょう。

(4) おいしい給食作りと健康を考え、こんなことに気を配っています

- できる限り国産の食材を使用しています。
- スープ・だし類は化学調味料を使用せず、天然のものを使用しています。
- 調味料、お菓子、乾物は無添加の物を主に購入しています。
- 薄味を心がけ、素材をいかした調理を工夫しています。
- 給食、おやつは主に手作りしています。

(5) 食物アレルギー食の対応について

- 小金井市立保育園食物アレルギーマニュアルに基づいて給食を提供しています。
- 食物アレルギー食の対応については、実施申請書・生活管理指導表を提出していただきます。また、医師の指示のもとに園と家庭で協力しながら進めていきます。
- 生活管理指導表に基づいて対応しますが、集団の食事の中で行うため、特別な配慮ができない場合はお弁当を持参していただくこともあります。

(6) 離乳食の進め方

- ひとりひとりの発達に合わせて進めていきます。
- 牛乳を飲み始めるのは、1歳の誕生日ごろから徐々に始めます。
- 初めて食べる食材が献立にある場合には事前にご家庭で試すようにしてください。

(7) 食材の放射性物質検査について

- 食材の放射性物質検査については定期的に行われています。

(8) その他

- 朝食を食べて登園しましょう。
- 献立表と給食だよりは、毎月コドモンでお知らせします。
- 食器、食具は保育園で用意しています。
- 給食サンプルを展示していますので、お迎えのときにご覧ください。

〔献立例〕

4月献立予定表

日 曜	献立名	材 料 名			おやつ 3時(全員) 9時(1・2歳組)
		熱や力になるもの	血や肉や骨になるもの	体の調子を整えるもの	
2 16 月	ご飯 和風コーンスープ マーボー豆腐 小松菜のおひたし ニンジンのかめ煮 果物(いちご)	胚芽米/精白米/油/三温糖/かたくり粉/食パン/バター/グラニュー糖	わかめ/豚ひき肉/木綿豆腐/米みそ/豆みそ/牛乳	玉葱/ホールコーン缶詰/ねぎ/しょうが/にんにく/こまつな/にんじん/いちご	牛乳 シナモンシュガートースト 牛乳
3 17 火	プレーンロールパン, ジャム付きパン キャベツとベーコンのスープ かじきのカレー風味パン粉焼き サワー漬け ブロッコリーお浸し 果物(清見オレンジ)	プレーンロールパン/食パン/マヨネーズ/パン粉/上白糖/精白米/油	ベーコン/かじき/豚肩ロース/刻み昆布	いちごジャム/キャベツ/だいこん/きゅうり/にんじん/ブロッコリー/清見オレンジ/しょうが	麦茶 ししじゅうし 牛乳
4 18 水	しょうゆラーメン にらチキン 千草和え 粉吹き芋 果物(いちご)	生中華めん/ごま油/じゃがいも/薄力粉/バター/上白糖	焼き豚/鶏肉モモ/かつお削り節/牛乳/たまご	ホールコーン缶詰/ねぎ/にら/ほうれんそう/にんじん/りょくとうもやし/いちご/みかんジュース	牛乳 オレンジケーキ 豆乳
5 19 木	ごま塩ごはん みそ汁 むつのレモン醤油焼き キャベツのサラダ 里芋のかめ煮 果物(でこぼん)	胚芽米/精白米/油/里芋/三温糖/薄力粉/無塩バター/上白糖	油揚げ/米みそ/むつ/牛乳	だいこん/レモン/キャベツ/きゅうり/にんじん/デコボン	牛乳 サブレ 牛乳
6 20 金	あんかけうどん 鮭の塩焼き チンゲンサイのお浸し さつま芋の甘煮 果物(ジュースフルーツ)	ゆでうどん/油/かたくり粉/さつまいも/三温糖/精白米	豚肩ロース/さけ/わかめ/ちりめんじゃこ	玉葱/にんじん/ぶなしめじ/ねぎ/チンゲンツアイ/ジュースフルーツ	麦茶 わかめじゃこご飯 牛乳
7 21 土	黒糖パン, ジャム付きパン 野菜スープ ミートローフ じゃが芋の胡麻味噌和え ツナきゅうり 果物	黒砂糖パン/食パン/パン粉/じゃがいも/白ごま/上白糖/油/ビスケット/せんべい	豚ひき肉/米みそ/まぐろ油漬/ヨーグルト	いちごジャム/キャベツ/玉葱/にんじん/きゅうり/果物	麦茶 ヨーグルト ビスケット せんべい 牛乳

* 献立は、2週間のサイクルメニューです。

4 保健について

一人一人の子どもの健康の保持及び増進、並びに安全の確保に努めています。
子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていけるようにしています。

(1) 楽しい保育園生活を送るために

① ご家庭では

- ・夜は9時ごろまでに寝かせ、朝は気持ちよく目覚めるようにしましょう。
- ・就寝前・起床時に検温をしましょう。
- ・朝食は、ゆとりをもってきちんと食べましょう。
- ・登園前に排便する習慣をつけましょう。
- ・外から帰った時、食事やおやつの前には、手洗いをしましょう。
- ・身体は清潔にし、週一回は爪を切りましょう。
- ・衣類は気温に合わせた動きやすい服装にしましょう。
- ・食後は、歯みがきの習慣をつけましょう。
- ・集団生活では感染の機会も多くなります。予防接種は、計画的に接種されることをおすすめします。

② 保育園では

- ・毎月の身長及び体重測定結果は、コドモンにてお知らせします。
- ・「けんこうのきろく」に、定期健康診断、歯科検診の結果を記入しています。けんこうのきろくは、定期的にご家庭にお返しします。
- ・予防接種の接種歴を把握しています。けんこうのきろくに記入してください。
- ・保育中は、全身状態を観察し、異常の早期発見ができるようにしています。

(2) 保健行事

毎月	身長・体重測定	0歳児クラス健康診断
春	定期健康診断	
	歯科検診	視力測定（3歳クラス以上）
夏	プール前健診	
秋	定期健康診断	歯科検診
冬	視力測定（3歳クラス以上）	

※保健指導は適時行っています。（手洗い、赤ちゃんの話 など）

※ST（言語聴覚士） OT（作業療法士） 臨床心理士の巡回相談を定期的におこない保育のアドバイスをいただいています。

(3) 病気の時には

乳幼児期は、母親から受け継いだ免疫が薄れる一方で活動範囲も広がってくるので、様々な感染症にかかりやすくなる時期でもあります。子どもは、一つ一つ病気をしながら免疫を獲得して、年々丈夫になっていきます。

① ご家庭では

- ・急な体調不良時の対応に困らないよう、ふだんからご家族で相談しておくことが必要です。
- ・いつもと様子が違うときは、病気の前ぶれであることが多いです。ご家庭で様子を見ましょう。

- 病気や体調の悪い子どもへの特別な保育はおこなっていません。具合の悪いときはお休みしましょう。
- 病気でお休みする場合は、症状や経過などをお知らせください。コドモンのメモ欄などもご活用ください。
- 熱はなくても、嘔吐、下痢、発疹、目やに、充血などは感染症の疑いがあります。受診して集団での生活に支障がない事を確かめてから、登園させてください。
- 病気回復中で保育園での集団生活に適さない場合は、病（後）児保育の利用も考慮しましょう。

② 保育園では

- 発熱やその他体調不良の場合は、保護者に連絡します。症状悪化など、急を要する場合がありますので、速やかにお迎えに来てください。
- 薬は原則として預かりません。医師と相談し、やむをえない場合のみ預かります。詳しくは添付書類『保育園における薬の取り扱いについて』でご確認ください。

(4) 感染症の場合

子どもがかかりやすい感染症には、身近な風邪程度のものから、かかると命にかかわるような重症化するものまで、さまざまな種類があります。また、その病気が広がると社会的に影響が大きい深刻なものがあります。

① ご家庭では

- 感染症の疑いがある時は受診しましょう。受診後は園に速やかに連絡してください。
- 家族内で発症したときもお知らせください
- 感染症によって医師記入の意見書と保護者記入の登園届の提出が必要です。意見書、登園届は、添付書類にあります。コピーしてご使用ください。感染症発症後の登園のめやすは、医師記入の意見書と保護者記入の登園届に記載してあります。
- 健康回復は個人差があります。子どもの全身状態が良好であることが基準になりますのでかかりつけ医と相談してください。

② 保育園では

- 集団への感染の拡大を最小限にいとめるため、厚生労働省作成の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って対応しています。
- 保育中、感染症の疑いのある場合には、保護者の方に連絡をします。緊急を要する場合がありますので連絡が付くようにしてください。
- 汚れた衣類の取り扱いについて、保健所から感染拡大を防ぐ為、保育園内での衣類の洗浄はおこなわないようにとの指導を受けています。保育園では、嘔吐物、便（普通便も）血液などで汚れた衣類は、下洗いせずにご家庭に持ち帰っていただきます。

(5) 保育中にけがをした場合

子どもは、成長過程でけがをしながら、大きな危険から身を守るすべを身につけていきます。子どもは、危機回避能力が育っていないぶん体が柔らかくなっていて、大きなけがにならないようになっていきます。

保育園では、日々安全を確認しながら保育にあたっていますが、けがをしてしまうこともあります。応急手当をして受診が必要だと思われるけがについては、けがの状況を説明し、保護者の方に受診をお願いしています。緊急を要する場合もあるので、いつもと連絡先が違う場合は、連絡ノートでお知らせください。

(6) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

児童が保育園の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度です。

詳しくは、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」をご覧ください。

毎朝の健康観察をしましょう。子どもの症状をみるポイント

- 目覚め・・・いつも通りに起きられましたか？

目ヤニは出ていませんか？目は赤くないですか？



- 鼻・・・鼻水は出ていませんか？

- くち・・・せきやくしゃみは出ていませんか？



- 顔色・・・赤かったり、青白かったりしませんか？

- 肌・・・発疹は出ていませんか？



- 排便・・・下痢や便秘になっていませんか？

- 食欲・・・朝ごはんを食べられましたか？



- 熱・・・熱はありませんか？

★ 子どもの様子がいつもと違い心配な時は、登園の前に受診されるか、保育園はお休みしましょう。

★ 気になる様子がある時は、連絡帳もしくは登園時にお知らせください。



令和7年1月改訂